２　（略）

３　この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき移動等円滑化実績等報告書のうち、乗合バス車両、貸切バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、法第二条第五号ハに掲げる者の主たる事務所を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条　移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分（題名を含む。以下この条において同じ。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令
目次	目次
第一章　総則（第一条―第二条の二）	第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　旅客施設の構造及び設備	第二章　旅客施設
第一節～第七節　（略）	第一節～第七節　（略）
第三章　車両等の構造及び設備	第三章　車両等
第一節　鉄道車両（第三十条―第三十三条）	第一節　鉄道車両（第三十条―第三十三条）
第二節　軌道車両（第三十四条・第三十五条）	第二節　軌道車両（第三十四条・第三十五条）
第三節　乗合バス車両（第三十六条―第四十三条）	第三節　乗合バス車両（第三十六条―第四十三条）
第三節の二　貸切バス車両（第四十三条の二）	第三節の二　貸切バス車両（第四十三条の二）
第四節　福祉タクシー車両（第四十四条・第四十五条）	第四節　福祉タクシー車両（第四十四条・第四十五条）
第五節　船舶（第四十六条―第六十一条）	第五節　船舶（第四十六条―第六十一条）
第六節　航空機（第六十二条―第六十七条）	第六節　航空機（第六十二条―第六十七条）
第四章　旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法	
第一節　総則（第六十八条）	
第二節　旅客施設	
第一款　総則（第六十九条）	
第二款　共通事項（第七十条―第七十八条）	
第三款　鉄道駅（第七十九条）	
第四款　軌道停留場（第八十条）	
第五款　バスターミナル（第八十一条）	
第六款　旅客船ターミナル（第八十二条）	
第七款　航空旅客ターミナル施設（第八十三条・第八十四条）	
第三節　車両等	
第一款　鉄道車両（第八十五条―第八十七条）	
第二款　軌道車両（第八十八条）	
第三款　乗合バス車両（第八十九条―第九十三条）	
第四款　貸切バス車両（第九十四条）	